

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付を行っています

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用への影響も拡大、長期化していますが、現在、社会福祉協議会では、貸付の対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業等によって収入が減少し、生活資金の必要な方がたに対して、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付を実施しています（申込期限が令和3年11月末日まで延長されました）。

受付窓口は、お住いの地域の市区町村社会福祉協議会となっておりますが、窓口での待ち時間の解消や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、郵送による受付も進めていますので、詳細は市区町村社会福祉協議会にお尋ねください。

特例貸付の概要

【緊急小口資金】

（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け</u> 、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<u>無利子</u>

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。

[※本貸付に関するQ&Aはこちらからご確認ください。](#)

詳細は、各都道府県社協のホームページ又はお近くの市区町村社会福祉協議会にお問合せください。

[都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページ\(リンク集\)](#)